

八王子市無作為抽出方式による附属機関・懇談会等の 市民委員及び市民参加者の公募に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市市民参加条例（平成20年八王子市条例第9号。以下「条例」という。）第9条第1項及び八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針（以下「指針」という。）第10第1項第9号及び第11に基づき、公募により選任する附属機関・懇談会等の委員及び参加者（以下「市民委員等」という。）の公募において、より多様な市民の声を市政に反映させるため、指針第11第4項に定める方法のほか、無作為抽出方式による公募を実施することについて必要な事項を定める。

(市民委員等候補者の募集)

第2条 市民委員等の候補者（以下「候補者」という。）の募集は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている当該年度の4月1日現在において18歳以上の者の中から無作為抽出の方法により抽出した者に対して行う。

2 無作為抽出の方法により抽出する者の数は、別に定める。

(市民委員等候補者名簿への登録)

第3条 候補者としての登録に同意した者については、市民委員等候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）（別紙様式）を作成し、これに登録するものとする。

2 候補者名簿には、候補者の氏名、住所、性別、電話番号、メールアドレス（任意）のほか、候補者が就任を希望する附属機関・懇談会等の分野を掲載する。

3 候補者本人から辞退の申し出があった場合、もしくは指針第11第1項に規定する要件を満たさないことが判明した場合は、該当する候補者を候補者名簿から削除する。

4 候補者名簿の有効期間は、当該名簿作成の日から2年間とする。

(市民委員等の選任)

第4条 当該附属機関・懇談会等の所管課は、候補者名簿の中から候補者の承諾を得て市民委員等を選任する。

(候補者名簿の作成及び管理)

第5条 候補者名簿の作成及び管理は、市長公室広聴課が行う。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱に基づく市民委員等の選任は、候補者名簿作成後に市民委員等の選任を行う附属機関・懇談会等について適用する。

- 3 この要綱の施行後2年を経過した場合は、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年（2024年）年7月16日から施行する。